

○桜井宇陀広域連合公平委員会議事規則

平成9年3月31日
公平委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第11条第5項の規定に基づき、桜井宇陀広域連合公平委員会（以下「委員会」という。）の議事に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 委員会の会議は、委員長において必要と認めたとき、又は委員から請求のあったとき、委員長が招集する。

(会議の通知)

第3条 委員長は、会議の日時、場所、議案その他必要な事項をあらかじめ委員に通知するものとする。

(事務局職員の出席)

第4条 事務局職員は、委員会の会議に出席するものとする。

(議事日程)

第5条 事務局長は、委員長の命を受け、議事日程を作成しなければならない。

2 議事日程にない事項であっても、委員の過半数の同意があれば議題とすることができる。

(議長)

第6条 委員長は、会議の議長となる。

(議事録)

第7条 地方公務員法第11条第4項に規定する議事録は、事務局長が作成する。

2 議事録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の開催年月日、時刻及び場所
- (2) 出席者の職及び氏名
- (3) 会議に付した議案の件名
- (4) 議案の議事てん末
- (5) その他必要と認める事項

3 議事録は、委員会の承認を経て確定する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。